

医学研究科における課程を経ない者の学位論文審査等に関する申合せ

1. 兵庫医科大学大学院学位規程第3条第3項に基づき、課程を経ない者の学位論文審査等は、この申合せの定めるところによる。

2. 学位申請の資格要件

学位論文提出により、本学に学位を申請できる者は、次の各号のいずれかに、該当するものとする。

- 1) 大学において、医学、歯学及び6年修業年限の獣医学、薬学の課程を修めて卒業した者は、6年以上の医学研究歴を有する者

- 2) 医学、歯学及び6年修業年限の獣医学、薬学の課程を経ない者については、次のいずれかに該当する医学研究歴を有する者

ア 大学院で博士の課程を修了した者	3年以上
イ 大学院で修士の課程を修了した者	6年以上
ウ 大学卒業者	8年以上
エ 専門学校及び短期大学卒業者	10年以上
オ アからエのいずれにも該当しない者	14年以上

3) 医学研究歴

前項の医学研究歴とは、次の各号に該当する期間とする。

- ア 本学医学部の専任教職員として研究に従事した期間
- イ 本学大学院医学研究科を退学した者は、大学院に在学した期間
- ウ 厚生労働大臣の指定する臨床研修病院で臨床研修医として研修した期間の2分の1（臨床研修が義務化された2004年度以降の臨床研修医の2年間の研修期間は認定しない）
- エ 本学医学部研究生として在学した期間
- オ 学外の医学研究歴について、指導教授（指導教員）が研究歴として認めた期間（指導教授等による証明書を必要とする）
- カ 上記以外で本学医学研究科教授会が適当と認めた期間

- 4) 外国において、医学、歯学、薬学及び6年修業年限の獣医学の課程を修めた者については、1) から3) に準じ、その都度大学院医学研究科運営委員会にて協議し、医学研究科教授会の意見を聴き、医学研究科長が決定する。

3. 外国語試験

- 1) 本研究科に学位の申請をする者は、申請前に本学で実施する外国語試験に合格した者でなければならない。ただし、大学院入学試験外国語試験合格者は、この外国語試験を免除する。

- 2) 外国語試験を受験するには、受験手数料 10,000 円を振込のうえ、所定の受験願書により願出しなければならない。
- 3) 外国語試験は、大学院医学研究科入学試験日に実施する。
- 4) 外国語試験は、当該年度の大学院医学研究科入学試験委員が行う。
- 5) 既に納付した受験手数料は、いかなる事由があっても返還しない。
- 6) 外国人受験者は、外国語試験を受験のうえ、問題のある場合は、指導教授又は本研究科紹介教授を含む複数の教授により別途に考査する。

4. 研究歴審査

- 1) 本研究科に学位の申請を行う者は、申請前に研究歴に関して認定を受けなければならない。ただし、原則として、その必要年数の3分の1以上が本学医学部の所属であること。
- 2) 研究歴審査を申請するには、所定の申請書に履歴書（1通）、研究歴証明書（数ヶ所にわたる場合は各1通）または在職証明書（数ヶ所にわたる場合は各1通）及び研究概要（数ヶ所にわたる場合は各1通）、研究業績（数ヶ所にわたる場合は各1通、学会発表を含む）を添付して、提出しなければならない。ただし、本学医学部での研究期間については研究概要、研究業績は省略する。

なお、本学職員の在職証明書による研究歴審査は2004年度末までの在職期間の研究業績のみが対象となる。
- 3) 医学研究歴は、研究歴証明書、研究概要、研究業績を基に、医学との関わりを大学院医学研究科運営委員会において個別に審議する。
- 4) 研究業績に著書、学術論文、学会発表等の記載がある年度は、研究歴として算定する。
- 5) 1) の認定は、大学院医学研究科運営委員会が協議し、医学研究科教授会の意見を聴き、医学研究科長が行う。

5. 研究発表会

研究発表会は、課程による者の学位論文審査等に関する申し合せ3. 大学院研究発表会の項を準用する。

- 1) 同申し合せ3. 1) の項については、課程を経ない学位申請者については、学位論文の内容を口頭で発表し、その論文内容について討議し、併せて専攻学科に関し、課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有するか否かの確認を行うことを目的とする。
- 2) 同申し合せ3. 3) の項中「指導教授」とあるのは、「指導教授又は医学研究科紹介教授」と読み替える。

6. 学位申請に要する書類等

- | | |
|--|-----------|
| 1) 学位申請書 | 1 通 |
| 2) 学 位 論 文 | 1 部 |
| ※電子データ (PDF/A 形式) | |
| 3) 副 論 文 (一編につき) | 1 部 |
| 4) 論 文 目 録 | 1 部 |
| 5) 学位論文要旨 (約 1,000 字) | 1 部 |
| ※電子データ (word 形式) | |
| 6) 学位論文要約 (約 2,000 字) | 1 部 |
| ※電子データ (word 形式) | |
| 7) 履 歴 書 | |
| 8) 研究歴認定証 | |
| 9) 最終学校卒業証明書 (3 か月以内発行のもの) | |
| 10) 戸 籍 抄 本 (3 か月以内発行のもの) | |
| 11) 承諾書 (共著者がいる場合) | |
| 12) 複数筆頭著者理由書 (複数筆頭著者の場合のみ) | |
| 13) 博士論文のインターネット公表確認書、出版社の投稿規定・ポリシー | |
| 14) 博士論文のインターネット公表の保留事由にかかる報告書 | |
| 15) 兵庫医科大学機関リポジトリ 登録申請・公開許諾書 | |
| 16) 研究実施許可書を含む各委員会の審査承認確認書類 | |
| 倫理審査については、「倫理審査申請書」「研究組織」「倫理審査結果通知書」(写し可)を併せて提出すること。原則として「研究組織」に学位申請者及びコレスポンディングオーサーの記載がない場合は、学位申請書類を受理できない。(ただし、学外のコレスポンディングオーサーについてはこの限りではない。) | |
| 17) 博士学位論文の剽窃に係る届出書および結果レポート (カラー 1 部) | |
| 18) 理由書 (Impact Factor がない雑誌に掲載された論文の場合のみ) | |
| 19) 課程を経ない者の学位論文審査委員会委員選出依頼書 | |
| 20) 大学院研究発表会申込書 (課程を経ない者) | |
| 21) 学位論文の確認報告書 | |
| 22) 審 査 料 | 200,000 円 |

7. 学位論文

- 1) 学位論文は掲載証明書があれば印刷公表 (電子版を含む) されたものでなくてもよい。ただし、学位を授与された後、最終版の論文データ (PDF/A 形式) を提出しなければならない。なお、掲載証明書が発行されない場合は何らかの形で受理証明書を必要とする。また、学位論文及び副論文の別刷はコピーでも可とする。
- 2) 既に印刷公表された学位論文は、学会誌又は学術雑誌 (共に審査制度のあるもの) に

掲載された原著論文でなければならない。ただし、大学院医学研究科運営委員会において協議を行い、学問的価値が高いと認められた場合は、原著論文以外での学位申請を受理する場合がある。

3) 学位論文は、申請者が筆頭著者のものでなければならない。ただし、複数の筆頭著者がいる場合は、次の基準を満たすものでなければならない。

①当該論文が peer-review journal に掲載された（あるいは掲載予定）論文であること。

②当該論文の著者の欄に、複数の筆頭著者の equal contribution による仕事である旨の明確な記載があること。

③当該論文の equal contributed author が2名以内で、そのいずれをも筆頭著者として認める。ただし、3名以上の場合は、大学院医学研究科運営委員会において、別途協議する。

④筆頭著者が複数名となるための必要性を説明した理由書があること。（指導教授（医学研究科紹介教授）による理由書の提出）

⑤申請者が当該論文を学位申請用論文として用いるのは今回のみであり、他の学位申請のための論文として使わないこと。

⑥もう一人の equal contributed author が

（1）当該論文を学位申請用論文として使用することについて合意していること

（2）申請者ではないもう一人の equal contributed author 自身が当該論文を学位申請のための論文として使用しないことに合意していること

⑦上記取り決めのないことに関しては、その都度、大学院医学研究科運営委員会にて協議する。

4) Impact Factor (Web of Science Journal Citation Reports: JCR) がない雑誌に掲載された論文で学位申請する場合は、指導教授（医学研究科紹介教授）による理由書（当該雑誌の質が保証されている旨記載したもの）の提出を必要とし、その理由書によって、大学院医学研究科運営委員会において学位申請の可否を協議する。

5) 学位申請の時点で、accept された日より3年を越える論文での申請は不可とする。

6) 研究の主体が本学以外の場合でも学位申請は可とする。ただし、本学と共同研究の論文で、本学の大学名が記載されている論文に限る。

（データの保管・提出については、研究を行った主たる施設での規程等を適用する）

7) 共著論文を提出する場合は、共著者全員の承諾を得て、承諾書を提出しなければならない。

8) 学位論文の他に、*学会誌又は*学術雑誌に掲載された原著論文（短報を含む）及び症例報告（筆頭著者である必要はない）、又は総説（筆頭著者）を副論文として一編以上添付しなければならない。

※審査制度は問わない。

9) 学位申請のために提出した書類は返還しない。

8. 審査委員会

- 1) 学位論文の審査は、兵庫医科大学大学院学位規程第6条に基づく審査委員が行う。
- 2) 医学研究科長は、学位申請者の指導教授（又は医学研究科紹介教授）より選出された主査・副査候補者4名以上から審査委員3名を決定する。
- 3) 主査・副査候補者4名（または5名）のうち、1名（候補者5名の場合は2名）は教育教授、臨床教授、研究教授でも可とする。ただし、同講座から2名以上の候補者は選出できない。
- 4) 審査委員は、主査1名、副査2名とする。ただし、主査及び副査1名は研究科教授会構成員とする。
- 5) 指導教授、学位論文共著者（謝辞等へ明記された者を含む）は、審査委員になることができない。

9. 学位論文審査

- 1) 主査・副査は、事前に学位申請者と面談し、研究目的、研究内容、研究姿勢、論文等について学位申請者、及び学位論文を審査し学位授与にふさわしいかどうか評価する。
- 2) 学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会を公開で実施するものとする。なお、原則として審査委員全員の出席を必要とする。
- 3) 学位論文の審査は、次の項目の全てについて行うものとする。
 - ①当該研究分野における新規性・独創性があること
 - ②当該研究分野における学術的・社会的意義があること
 - ③研究結果へのアプローチについて論理性が高く妥当であること
 - ④生命の尊厳を尊重し研究倫理を遵守していること
 - ⑤「学校法人兵庫医科大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程」を遵守していること
- 4) 学位論文審査委員会は、倫理審査等「審査承認確認書類」を確認するとともに、主査が剽窃チェックソフト iThenticate を利用し剽窃チェック結果を基に「博士学位論文の剽窃に係る届出書」を提出する。
- 5) 学位論文の審査及び最終試験終了後、審査委員会は、主査が、学位論文審査及び試験結果（論文審査の結果の要旨及び担当者、試験の結果の要旨及び担当者、学力確認の結果の要旨及び担当者、等）について報告書を作成し、「博士学位論文の剽窃に係る届出書」および「評価報告書」（主査・副査が作成のうえとりまとめたもの）とあわせて、研究発表会から1週間以内に医学研究科長及び医学研究科教授会へ報告しなければならない。

この申合せは、昭和 60 年 2 月 7 日から施行する。

この改正は、平成 3 年 9 月 5 日から施行する。

この改正は、平成 4 年 7 月 2 日から施行する。

この改正は、平成 4 年 12 月 3 日から施行する。

この改正は、平成 8 年 12 月 5 日から施行する。

この改正は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 13 年 10 月 4 日から施行する。

この改正は、平成 14 年 9 月 17 日から施行する。

この改正は、平成 15 年 7 月 3 日から施行する。

この改正は、平成 15 年 11 月 6 日から施行する。

この改正は、平成 16 年 2 月 16 日から施行する。

この改正は、平成 17 年 10 月 17 日から施行する。

この改正は、平成 18 年 6 月 2 日から施行する。

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 23 年 1 月 6 日から施行する。

この改正は、平成 23 年 2 月 3 日から施行する。

この改正は、平成 24 年 12 月 6 日から施行する。

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 29 年 5 月 11 日から施行する。

この改正は、2020 年 1 月 1 日から施行する。

この改正は、2021 年 1 月 1 日から施行する。

この改正は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、2023 年 4 月 10 日から施行する。

この改正は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、2025 年 4 月 1 日から施行する。